

平成27年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成27年6月19日（金曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第2号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	報告第1号	繰越明許費繰越計算書（平成26年度豊頃町一般会計予算）
日程第 5	議案第39号	平成27年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）
日程第 6	議案第40号	平成27年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第41号	平成27年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第42号	物品の取得
日程第 9	同意案第3号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第10	同意案第4号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第11		陳情の委員会付託
日程第12		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 菅谷誠君
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君
副町	長	石田貢君
教	育	長 菅原裕一君
農	業	委員会 長 竹下昌徳君

代表監査委員	山口浩司君
総務課長	和田宏樹君
企画課長	柄崎明久君
住民課長	矢野利治君
福祉課長	岩城光洋君
産業課長	山本芳博君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	佐藤孝夫君
農業委員会事務局長	高倉明君
教育委員会教育課長	富田秀樹君
子育て支援所長	瀬尾光男君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	高井伸夫君
庶務係長	木村ひとみ君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成27年第2回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
高井事務局長。
- 高井事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に監査委員より、平成27年2月から平成27年4月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書は、お手元に配付のとおりであります。
また、教育委員会より、平成26年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書の提出がありました。
報告書につきましても、お手元に配付のとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 第2回豊頃町議会定例会の行政報告を申し上げます。
初めに、豊頃町施行50周年記念式典についてであります。
本町は、昭和30年に大津村の一部が編入され、10年後の昭和40年に町制を施行して以来、本年50年の節目を迎え、去る5月31日、える夢館にて町制施行50周年記念式典を挙行いたしました。
式典には、国会議員をはじめ道議会議員、市町村長、姉妹都市であります相馬・滑川両市長など、町内外から多くのご来賓のご臨席を賜り、無事終えることができましたこと誠に感謝に堪え

ません。

また、この式典の実施にあたっては、記念事業推進会議の委員の方々には、ご指導・ご協力をいただき深く感謝申し上げます次第であります。

また、式典では、町政の進展及び町民福祉の向上のために多大な功績をいただいた顕彰者の皆様には、ささやかではありますが感謝の意を表し、更なるご活躍を願ったところであります。

記念事業は、12月まで実施してまいります、今日の姿に築きあげられ、また、先人の足跡をしのび、町民の皆さんとともに町制施行50周年を祝いたいと考えております。

これからも、基幹産業の振興を図るとともに、安全で安心して暮らせる町の創造のため、町民の皆さんと協働してより良い町づくりに邁進してまいりますので、引き続き、議員各位のより一層のご指導ご支援をお願い申し上げます。

次に、豊頃町総合教育会議の設置であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、本年4月1日から地方公共団体の長に総合教育会議の設置が義務付けられたところであります。

この総合教育会議は、町長と教育委員会がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携を図り本町の教育の課題やあるべき姿を共有し、教育行政を推進する上で、教育の目標や施策の根本的な方針となる大綱の策定や教育に関する諸条件、いじめや災害など緊急時に迅速な対応を行うための協議・調整の場であります。

本町では、5月27日に第1回目の会議を開催し、「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」を目標に学校教育、社会教育、家庭教育における取り組みを柱とする豊頃町教育大綱を定め、教育行政施策の総合的な推進を図ることといたしました。第2回目は、教育関係の課題や条件整備等について協議、調整するため、年内に開催する予定であります。

今後においても、教育委員会との意思疎通を密に、町民一人ひとりが報徳のおしえを基盤とし、生涯にわたって学び続け、その成果を社会に活かすことのできる生涯学習社会を目指してまいります。

次に、農作物の強風等による被害状況についてであります。

春先の天候に恵まれ、やや干ばつ気味であったものの、畑作物の移植、播種作業も順調に進んでおりましたが、6月5日の強風による表土の飛散並びに前後の降霜に伴い、出芽・初生葉時期と重なった小豆が特に被害を受け、再播を余儀なくされる状況となりました。

6月12日現在の被害面積は、小豆で186ヘクタールのほか、大豆、甜菜の直播など合わせて203ヘクタールに及び、手亡、小豆等への再播作業が行われた状態となっております。

今後、天候被害がないことを願い、適正な施肥・防除など生育管理に努めていただき、昨年を上回る出来秋を迎えられることを期待しているところであります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番相澤昌幸議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6月26日までの8日間に決定しました。

◎ 委員会報告第2号

- 藤田議長 日程第3 委員会報告第2号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

- 大崎議会運営委員長 委員会報告第2号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成27年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成27年6月16日。

3、調査の経過。

(1)平成27年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成27年6月12日招集告示のあった平成27年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月16日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)平成27年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、6月26日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、平成27年第1回定例会閉会後に受理したものは6件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの3件、産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件とし、その他2件については議員配付にとどめるものとした。

ウ、同意案第3号、同意案第4号豊頃町公平委員会委員の選任については、議会運営基準に基づき、討論を省略し簡易採決することとした。

エ、所管事務調査等のための各常任委員会の開催については、定例会初日の6月19日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は報告済みといたします。

◎ 報告第1号

●藤田議長 日程第4 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
本件について、報告を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 報告第1号繰越明許費繰越計算書（平成26年度豊頃町一般会計予算）について説明いたします。

平成26年度豊頃町一般会計予算における翌年度に繰り越しして使用することのできる繰越明許費につきましては、平成27年第1回議会定例会において議決をいただいておりますが、平成27年5月31日、次ページの平成26年度豊頃町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

繰越計算書の内容ですが、2款総務費、1項総務管理費において、地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型）（地方版総合戦略策定事業）188万4,000円ほか5事業に要する費用。計算書中には明記されておりませんが、6事業の総額は2,814万3,000円となります。

次に、3款民生費、2項児童福祉費において、先ほどと同事業の入学祝金支給事業に60万円及び同事業次世代育成支援金支給事業に1,740万円。

4款衛生費、1項保健衛生費において、先ほどと同事業の妊婦一般健康診査費用支給事業に72万円及び同事業の不妊治療費用支給事業に40万円。

5 款農林水産業費、1 項農業費において、道営担い手支援型畑地帯総合整備事業に 4 9 4 万円。

6 款商工費、1 項商工費において、地域住民生活等緊急支援交付金事業（消費喚起・生活支援型）（プレミアム付特別商品券発行事業）に 2, 5 4 4 万円ほか 2 事業に要する費用、これも計算書中に明記されておりませんが、3 事業の総額は 2, 6 1 9 万円となります。

次に、8 款消防費、1 項消防費において、消防救急無線デジタル化共同整備事業に 9, 1 3 6 万 5, 0 0 0 円。

9 款教育費、2 項小学校費において、地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型）（修学旅行費交付金事業）に 3 7 万円。

3 項中学校費において、同事業に 3 2 万円。

以上、1 7 事業、総額 1 億 7, 0 4 4 万 8, 0 0 0 円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、報告しますので、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第 1 号は報告済みとします。

◎ 議案第 3 9 号

●藤田議長 日程第 5 議案第 3 9 号平成 2 7 年度豊頃町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 議案第 3 9 号平成 2 7 年度豊頃町一般会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9, 1 3 7 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5 億 3, 4 1 3 万 3, 0 0 0 円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。1 2 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費において、1 目一般管理費に、貸与制服 1 2 5 万円、える夢館前通路舗装改修工事 1 0 0 万円など 3 2 5 万円を、3 目財産管理費にふるさと振興基金 4 3 万円など 1 5 3 万円を、7 目企画費に、宿泊施設改修事業補助金 2 0 0 万円など 2 6 8 万 1, 0 0 0 円を、9 目電算情報管理費に庁内 LAN システム端末機購入に 9 9 万 1, 0 0 0 円を、それぞれ追加し、合わせて 8 4 5 万 2, 0 0 0 円を追加。

3 款民生費、1 項社会福祉費において、1 目社会福祉総務費に臨時福祉給付金 4 2 0 万円など、5 2 0 万 7, 0 0 0 円を追加。2 項児童福祉費に、子育て世代臨時特例給付金給付事業 1 3 6 万 5, 0 0 0 円を追加。

4 款衛生費、1 項保健衛生費において、医療施設特別会計繰出金など合わせて 9 1 万 2, 0 0 0 円を、2 項簡易水道費において、簡易水道特別会計繰出金 1, 3 2 7 万 3, 0 0 0 円を追加。

5 款農林水産業費、1 項農業費において、2 目農業総務費に農業農村サポート研修施設備品購入及び塗装改修工事など、合わせて 5 1 0 万 4, 0 0 0 円を追加。

3 項林業費において 1 目林業総務費に鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金 2 5 1 万 5, 0 0 0 円を、2 目林道整備費に林道開設事業費 3 0 6 万円など 3 1 6 万 4, 0 0 0 円を、3 目治山事業費に茂岩本町地区小規模治山工事に 1, 2 4 0 万円など、1, 5 4 2 万円をそれぞれ追加し、合わせて 2, 1 0 9 万 9, 0 0 0 円を追加。

4 項水産業費において、漁業経営近代化促進事業補助金 8 0 0 万円など、8 0 5 万 7, 0 0 0 円を追加。

6 款商工費、1 項商工費において 4 0 万 5, 0 0 0 円を追加。

7 款土木費、1 項土木管理費において 4 万 9, 0 0 0 円を追加。

2 項道路橋梁費において、道路橋梁維持補修費に 1, 1 2 0 万円を追加。

3 項住宅費において、8 0 万円を追加。

5 項施設費において、福祉施設ほか各施設管理費に、合わせて 6 2 6 万 4, 0 0 0 円を追加。

9 款教育費、3 項中学校費において、5 4 万円を追加。

4 項社会教育費において、4 目える夢館費にえる夢館館内放送設備改修工事 1 4 1 万円を追加するなど、合わせて 2 6 1 万 5, 0 0 0 円を追加。

5 項保健体育費において、2 目体育施設費に総合体育館屋外階段改修工事 5 9 0 万円を追加するなど、合わせて 6 0 3 万 5, 0 0 0 円を追加するものであります。

次に、歳入の主な補正の内容を説明いたします。

8 ページをご覧ください。

1 款町税、1 項町民税において、個人現年課税分 2, 5 0 0 万円を追加。

2 項固定資産税において、現年課税分 2, 0 0 0 万円を追加。

9 款地方交付税、1 項地方交付税において、普通交付税に 1, 9 1 1 万 7, 0 0 0 円を追加。

1 3 款国庫支出金、2 項国庫補助金において、臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業など、各補助金合わせて 6 2 7 万 2, 0 0 0 円を追加。

1 4 款道支出金、2 項道補助金において、林業専用道開設事業、茂岩本町地区小規模治山事業、鳥獣被害防止総合対策事業など、各補助金合わせて 1, 2 9 5 万 8, 0 0 0 円を追加。

1 6 款寄附金、1 項寄附金において、ふるさと振興に 4 3 万円を追加。

2 0 款町債、1 項町債において、茂岩本町地区小規模治山事業にかかる起債 7 6 0 万円を追加

するものであります。

次に、4ページ、第2表、地方債補正について説明いたします。

一般単独事業債において、茂岩本町地区小規模治山事業に760万円を追加し、地方債限度額の総額を5億2,540万円と改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

1款町税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 13款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 14款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 16款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

12ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款農林水産業費、1 項農業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 項林業費。

説明第 1 号。山本産業課長。

●山本産業課長 説明第 1 号、茂岩本町地区小規模治山工事の施工についてご説明申し上げます。

かねてから、北海道に要望していた茂岩本町地区小規模治山工事について、本年度事業採択になったことから、同工事を施工することとし、第 5 款農林水産業費に工事予算を計上したものであります。

施工位置図については、裏面 1 ページのとおりであります。詳細える夢館と役場庁舎の連絡通路の北側斜面において治山工事を施工するものでありまして、工事期間は 2 カ年度を予定しております。

工事の概要でございますが、工事名、茂岩本町地区小規模治山工事。

工事予算額が 1, 2 4 0 万円。

工事内容としまして、コンクリート壁による土留工で、延長が 5 0 メートル、高さ 3 メートルでございます。

なお、契約の方法については指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、ご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

8 番大谷議員。

●8 番大谷議員 この工事はえる夢館の通路のところの工事ですけれども、5 0 メートルということは全区間が大体終わるということですか。

●藤田議長 山本産業課長。

●山本産業課長 先ほども 2 カ年事業ということで予定しているということで、おおむね今年度の事業着手する方向としましては、1 0 月の報徳サミット等を控えておりますので、役場庁舎側からおおむね 5 0 メートルぐらいということで、残り恐らく 5 0 メートルぐらい、える夢館側に次年度工事をする予定として考えております。

以上です。

●藤田議長 次に進みます。4 項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款商工費、1 項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款土木費、1 項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項道路橋梁費。

説明、渡部施設課長。

●渡部施設課長 説明第 2 号、町道整備工事の施工についてご説明いたします。

茂岩高台線の総合体育館南側の日陰になる部分につきましては、山側からの湧水が路面にあふれ、冬期間アイスバーン状態になり通行に危険な状況になることがあります。これを解消するため、側溝改修工事費を第 7 款土木費に計上するものであります。施工位置については、位置図を添付してありますのでご参照願います。

工事概要についてご説明いたします。

工事名、茂岩高台線側溝改修工事。

工事予算額は 8 0 0 万円。

工事内容は法面工及び排水工。延長 1 5 0 メートルであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

3 項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 項施設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9 款教育費、3 項中学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7 番大崎議員。

●7 番大崎議員 歳出全般ということですから、ちょっと希望もあるのですが、この予算額については確認ですが、消費税は含まれていますか。

●藤田議長 和田総務課長。

●和田総務課長 含まれております。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 もう1点なのですが、先ほどの説明1、説明2あわせてですが、特に説明1について局部的にというか全体の説明図は要りませんが、非常に不鮮明な場所と、説明ではえる夢館の云々ということは分かるのですが、示される場合にもう少し明確に拡大して提示をしていただくとありがたいなと。特に説明1が見づらいなという感じがしましたというところがありますので。それと説明2については、これはちょっと質問というよりも、前回何年前に同じ工事をされているかというところをお聞きします。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 説明第2の茂岩高台線側溝改修工事ですが、工事としては行っておりません。当初、改良舗装工事が行われて、その後維持修繕、修繕としては側溝の修繕等を一昨年ぐらにも行ってありますが、この山側からの湧水というのを止めることができなかったということで、今回については、今現在側溝トラフが道路と同じ高さにあります。その高さを下げる工事を今回考えております。

以上です。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 今、施設課長の説明どおりだと思います。2年前に若干補修で直されている実績を確認しておりました。そのときも、今、説明ありましたけれども凍結時というよりも春先か、秋口、冬に向かうときの沢水が道路を横断するというので、スリップ事故的なところが去年工事の関係で、私確認したところだったものですから、非常にこういうように予算化されて800万円という予算の中で十分できるかどうかというちょっと疑問なのですが、でき得れば沢水を、その時々雨量や降雪の量によっては若干違うかもしれませんが、相当その辺は安全ということを含みながら施工をご指導していただきたいなというふうに思います。側溝から溢れたものは多分横断して斜め斜面に流れ出るというところで、ちょっと危険だなというところを感じておりましたから、その辺今回予算化されてよかったなというふうに思いますので、ぜひとも施工時にその辺のご指導をいただきたいなと、こう思います。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 議員おっしゃるとおり、山側からの湧水が道路に非常に悪い影響を与えていますので、今回については側溝を下げるとともに山側の法じりに、布団かごを2段程度入れて、その湧水が道路のほうに溢れないように対策を施そうというふうに考えております。よろしく願いします。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 説明資料第1の説明位置図でありますけれども、非常に見づらい位置図だと思います。

今後、特に市街地におきましては、見やすい図面を拡大して説明資料につけたいと思いますので、よろしくお願いします。

●藤田議長 ほかに質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、4ページ、第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第40号

●藤田議長 日程第6 議案第40号平成27年度豊頃医療施設特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第40号平成27年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,239万2,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、豊頃医院職員住宅の修繕のための補正であります。

補正の内容は、歳入歳出事項別明細書38ページ、歳出からご説明いたします。

1款医院費、1項医院費、1目医院管理費に、医院職員住宅修繕料として65万円を追加するものであります。

修繕内容は、内装クロスの張りかえ、和室畳の表がえ、壁破損箇所及び網戸の修理であります。

この歳出に要する財源は36ページ、歳入をご覧ください。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に豊頃医院管理費として、65万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

36ページをお開きください。

2款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

38ページをお開きください。

1款医院費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第41号

●藤田議長 日程第7 議案第41号平成27年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第41号平成27年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,139万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,860万6,000円と定めるものであります。

本補正予算は主に道道の改良工事に伴い水道本管を移設する必要があることによるものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

50ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に本管移設等補償工事費、委託料456万9,000円。工事請負費3,532万7,000円。簡易水道施設維持補修費に二宮上水場のろ過砂の入れかえの経費150万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、48ページ、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計繰入金1,327万3,000円を追加。

6款諸収入、1項雑入に本管移設等補償工事に対する北海道からの補償費2,812万4,000円を追加補正するものであります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

48ページをお開きください。

3款繰入金。

（質疑なし）

●藤田議長 6款諸収入。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

50ページをお開きください。

1款総務費。

説明、渡部施設課長。

●渡部施設課長 説明第3号本管移設等補償工事の施工についてご説明いたします。

このたび北海道が道道豊頃糠内芽室線及び大津旅来線の改良工事を施工するに当たり、道路敷地内に埋設している水道本管が支障になることから、本管移設工事費を簡易水道特別会計、第1款総務費に計上するものであります。

施工位置については、位置図を添付してありますのでご参照願います。

工事概要についてご説明いたします。

工事名、本管移設等補償工事。

工事予算額は3,532万7,000円。

工事内容は、道道豊頃糠内芽室線改良工事に伴う水道管移設補償工事、VWP管径150ミリメートル、延長20メートル。

道道大津旅来線改良工事に伴う水道管移設補償工事、DCIP管径150ミリメートル、延長655メートルであります。

契約の方法については指名競争入札を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。質疑を受けます。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第42号

●藤田議長 日程第8 議案第42号物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第42号物品の取得についてご説明いたします。

本案については、現在使用している福祉バスの老朽化に伴い新しいバスを取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を上回っていることから、議会の議決を求めるものであります。

1、取得する物品名及び数量 福祉バス（乗車定員42名）1台。

- 2、取得の目的 福祉バスの更新。
- 3、契約の金額 3,402万円（内消費税等相当額252万円）。
- 4、契約の方法 指名競争入札で6月10日に執行しております。
- 5、契約の相手方 帯広市西19条北1丁目1番10号。

三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう帯広支店
支店長 比留間 功。

- 6、納入期限 平成28年3月25日。

以上であります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

8番大谷議員。

●8番大谷議員 この福祉バスの更新ですけれども、このバスの外装も含めてこの契約金額になっているのか、そして、その外装はどのような外装になるのかお知らせねがいたいと思います。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 この契約金額につきましては、外装全て含まれております。外装についてはまだ検討中ですが、現在使用している福祉バス、それと同じような、それがベースにして同じような形の色合い、デザインになろうかというふうに考えております。細かい部分については若干ハルニレの木だとか、いろいろ入れようかなというふうに検討しております。

以上です。

●藤田議長 8番大谷議員。

●8番大谷議員 この福祉バスということで町外にも運行されるわけですから、やはり豊頃町らしい外装にしていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在使われている福祉バスは非常に優しい感じがして、私は大変大好きなんです。今、内部でも検討しておりますけれども大幅に変わることなく、やはりよそに行っても豊頃のバスがああいうような優しい色のバスということで、引き続きそういう形で考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はございませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 若干関連するかもしれませんが、今、町長の説明で多分イメージ的に想定しましたけれども、やはり豊頃のキャラクターというか、特徴は素晴らしいハルニレと薄紫というのが私はどこを見ても一目わかるわけですね。そういうようなところもご配慮のお話はあるというふうに受けとめておりますが、別な件でちょっとお聞きしたいのは、非常に大型のバスだと思います。したがって、このメーカー等では若干オプションが違うのかもしれませんが、ドラ

イバーの方々のご意見というものもやはり聞かれているかどうかということと、それから、それはなぜかと言うと、やはり運転あるいは指導するときの視覚の範囲というのが相当私ども自家用でわかると思いますが、特に夏よりも冬の場に内外気の差が非常にあるということから、曇りどめというものが使われているのかなど。これオプションですから、若干金額が標準からいくと変わるかもしれませんが。その辺のご配慮はできている車なのかなという、価格の中に含まれているか、できれば、その辺は確認なのですが、もし曇り止めがなければ熱線入っているやつというのは、なかなかガラスも高いのですが、その辺のご配慮ができるかどうかということ。できていれば問題ありません、その辺の確認をちょっとさせていただけますか。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 このバスの仕様については運転手の意見、それらを伺って決定しております。ご質問の曇り止めですが、扉ガラスに全面に熱線が入っております。あと運転席のガラスにも熱線を入れるような仕様になっております。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 おおよそ安心しました。

もう1点、課長に確認していただければありがたいのですが、後ろ側のウインドウというのですか、何か私詳しくはわかりませんが、大型になりますとリアミラーというのがあるんだそうです。そういうものもその中に含まれているといいなというふうに思いますので、それは後ほどまた確認してもらえればいいと思いますが、そういう事柄を総合的に考えた内容であれば、私は非常に喜ばしいなというふうに思いますし、利用者も安心できるし、また、それをドライバーの方々もその点は非常に技術的なものも含まれますけれども、大変いいことではないかなというふうに思いますので、質問内容がそんなことで要望ばかりで申しわけないのですが、確認としてお願いを申し上げます。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 このバスの仕様でいきますと、バックモニターがついておりますので、後方の確認、それから左方、左側は見づらいのでそちらの視界のカメラについてもついておりますので、かなり安全には気を遣った仕様になっているかというふうに考えております。

●藤田議長 ほかに質問はございませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 議事を再開します。

◎ 同意案第3号及び同意案第4号

●藤田議長 日程第9 同意案第3号豊頃町公平委員会委員の選任について、日程第10 同意案第4号豊頃町公平委員会委員の選任についてを、一括議題とします。

同意案第3号及び第4号の2件について、一括して提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第3号豊頃町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

現在、公平委員であります高田正守氏は、来る8月11日をもって任期満了となりますので、後任に次の者を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

住所は、豊頃町茂岩栄町183番地10、氏名は熊野幸雄氏であります。

同意案第4号豊頃町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

8月11日をもって任期満了となります河原葉子公平委員を再度選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めます。

以上でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●藤田議長 同意案第3号豊頃町公平委員会委員の選任についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号は、同意することに決定しました。

同意案第4号豊頃町公平委員会委員の選任についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第4号は、同意することに決定しました。

◎ 陳情の委員会付託

- 藤田議長 日程第11 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

高井事務局長。

- 高井事務局長 陳情文書表。

受理番号3、受理年月日、平成27年5月18日。件名、北海道最低賃金改正等に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会長林俊則。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号4、受理年月日、平成27年5月18日。件名、地方財政の充実・強化を求める陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会長林俊則。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号5、受理年月日、平成27年5月18日。件名、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会長林俊則。付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号6、受理年月日、平成27年5月18日。件名、道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会長林俊則。付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました陳情については「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第12 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、6月20日から同月24日までの5日間、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、6月20日から同月24日までの5日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員